

## 平成 29 年度第 1 回美唄市総合計画審議会会議録

と き 平成 30 年 2 月 27 日(火) 13 時 30 分～  
ところ 市役所 2 階 市長会議室

### ◆出席者及び委嘱状交付

全委員 26 名中、出席委員 21 名、欠席委員 5 名

### ◆会長の互選

事務局案により、会長に古谷野委員、副会長に浅沼委員、伊藤正人委員、森委員を互選

### ◆会議録

#### 【会長あいさつ要旨】

- ・ 前年に引続き委員となられた方、新たに委員となられた方がおります。  
これからの 2 年間、皆様方には大変お世話になりますが、どうか、よろしく願いいたします。
- ・ 本年は、平成 28 年度からスタートした第 6 期美唄市総合計画「びばい未来交響プラン」後期基本計画の 3 年目となります。
- ・ 委嘱を受けたこれからの 2 年間は、後期基本計画の進捗度合いをチェックする役割として、また、市民にとって有益なまちづくりとなるよう、それぞれの立場からご発言をいただきたいと思っております。

#### 【議題(1) 美唄市総合計画審議会】

総合政策課長より説明

#### 《質疑応答》

なし

#### 【議題(2) びばい未来交響プラン施策評価表 (H28～H32) における平成 28 年度の進捗状況】

総合政策課長より説明

#### 《質疑応答》

##### ●観光入込客数について

【委員】1 年間で 30 万人の観光客が本市を訪れているというが、どのようにカウントしているのか。

【総合政策課長】アルテピアッツァ美唄や宮島沼、ゆ～りん館など、主な観光施設を訪れる観光客数をカウントしている。

##### ●「子育て支援」について

【委員】15 頁から 16 頁の(7)子育て支援について、「目指すべき姿に到達するための施策の方向性」に「3 幼稚園教育」があるが、16 頁の「施策の達成状況」には、栄幼稚園について全く触れられていない。「施策を構成する事務事業」を見ていくと、

No.22 幼稚園管理運営事業やNo.23 幼稚園維持修繕事業の「事務事業の今後の方向性」に、現状維持、現行の内容が最適となっている。

栄幼稚園はもうなくなると決まったのに、この書き方はどうなのか。

今から見て平成 28 年度は最適だったが、平成 29 年度になって突然最適ではなくなったという、非常にちぐはぐな表現ではないか。

閉園するに当たっては、熊の被害やアルテピアッツァ美唄に不審者が入ってきたら困るなどの説明があったが、そのことは施策評価表にはどこにも触れられていない。

17 頁のNo.36 認定こども園管理運営事業についても、

「事務事業の今後の方向性」が現状維持、現行の内容が最適となっているが、

これも平成 29 年度に条例改正するという事なので、

平成 28 年度までと大きく変わってしまった。そうした経過が何も触れられていない。

また、No.33 ブックスタート事業について、

これは北海道の中でも美唄の図書館がいち早く取り入れた注目すべき事業だ。

これが「事務事業の今後の方向性」で見直し、方法の工夫・改善と記されている。

何故なのかは何も触れられていない。

## ●「芸術・文化・生涯学習」について

【委員】23 頁から 25 頁の「(9) 芸術・文化・生涯学習」について、

24 頁の「施策の達成状況」に、郷土史料館は通年開館に向けた調査を実施するとしているが、暖房施設を更新する場合、費用対効果が低いと判断されるとある。

入館料が 200 円なのに費用対効果が低いから実施困難だと。

予算がないから今は無理だというならわかる。

しかも、貴重な施設だから活用については見直しを図るとなっているが、

「施策を構成する事務事業」のNo.7 郷土史料館管理運営事業を見ると、

「事務事業の今後の方向性」に現行の内容が最適となっている。

まだ公開していない膨大な資料がたくさんあって、その活用について提案しているが、

それには何も触れないで、現行の内容が最適だと言っている。

同じように、費用対効果については、

費用をかけた人がたくさん来るから良いと受け取ってしまうが、それはたぶん違うと思う。

24 頁の「施策を構成する事務事業」のNo.1 アルテピアッツァ美唄管理運営事業と

No.2 アルテピアッツァ美唄整備事業の「事務事業の今後の方向性」に見直し、拡充とあるが、

「施策の達成状況」には何も触れられていない。

ただ、登録博物館になったことだけ記されている。

これも論議されたときに、登録博物館になったからといって

膨大な費用がかかるのかという話が出たが、それは関係ないということだった。

図書館については、「施策の達成状況」に何も触れられていないが、

25 頁のNo.19 からNo.23 の図書館にかかる項目を見ると、

全部、見直し、方法の工夫・改善となっている。

どういうところがダメだから、どういう方法でやるんだということがあればわかるが、

そのような説明は何もない。しかも、昨年、いきなり指定管理者制度が出てきた。

図書館には、一般的に入手できない貴重な資料がたくさんある。

そういうものを選別して、調査・研究して、それから皆に提供している。

ただの無料貸本屋ではない。

**【総合政策課長】** 今後、施策評価表の作成に当たっては、委員の皆さんに不思議と思われないようなかたちで、十分注意して作成に当たっていきたい。

## **【報告(1) 美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (H27~H31) における平成 28 年度の達成状況】**

総合政策係主査より説明

### **《質疑応答》**

なし

### **【その他】**

#### **●美唄市総合計画審議会条例第 2 条（職務）に係る(2) その他関連する重要事項について**

**【委員】** 美唄市総合計画審議会条例第 2 条の職務に、

美唄市総合計画についての事項以外に、「その他関連する重要事項」とある。

今、市民説明会で市立美唄病院と保健福祉総合施設の建設問題について、議論になっている。

聞くところによると、計画内容について反対意見が多い中で、

市は、計画を推し進めようとしている。

住民運動でも起こさなければ、意見を聞いてもらえないのか、という大変な状況のようだ。

総合計画では、市立美唄病院の建替に触れているのは 1 行か 2 行でしかない。

病院の建替計画は、ここでいう「その他関連する重要事項」に該当しないのか。

この場で審議しなくて良いのか。

もう一つ、コンパクトシティ構想について、

美工の跡地に、市営住宅を建てるとするのは本当か。なぜ市営住宅なのか。

公共施設なら良いが、市営住宅には反対だとの意見がある。

コンパクトシティ構想のパブリック・コメントを求める内容を見ると、

すでに立派な絵ができています。

一旦できた計画なので病院の計画と同じように、これを押し通すことになれば、

市民の意見はいったいどうなるのか。

これも審議会条例第 2 条に該当する「その他関連する重要事項」ではないか。

この場で審議しなくて良いのか。

**【総合政策課長】** 委員からご意見をいただいた件については、

今、ここで即答できるものではない。

今後の審議については、会長、副会長と相談させていただきたい。

**【委員】** 今、委員からご意見があったことについて、

基本的には条例の定義だと思う。

第 2 条にある、市長の諮問に応じ、次の事項を審議することになっているので、

まずは市長の諮問がないと、この審議会では議論できないという問題と、

上程してボトムアップした意見をここで議論して良いのか。

さらに市に提案なり何なりというかたちをとっても良いのか、

というところの定義を明確にすることで、議論しやすくなると思う。

その辺も今後、会長を含めて、役員で協議していただき、

もう一度精査していただきたい。